

国際組織犯罪防止条約(抜粋)

第2条 用語

この条約の適用上、

- (a) 「組織的な犯罪集団」とは、三人以上の者から成る組織された集団であって、一定の期間存在し、かつ、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従って定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するものをいう。
- (b) 「重大な犯罪」とは、長期4年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重い刑を科することができる犯罪を構成する行為をいう。
- (c)~(j) (略)

第5条 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化

1 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

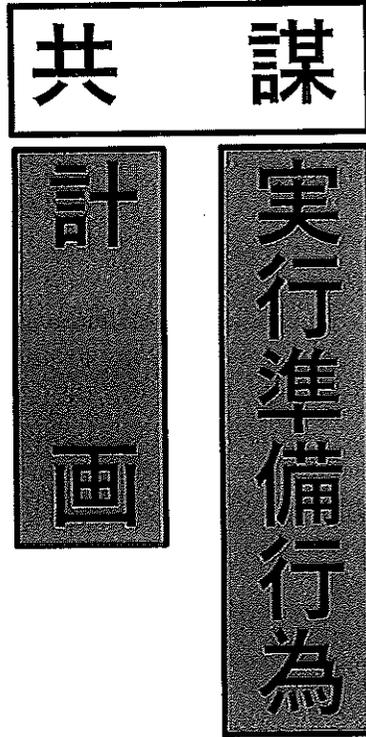
(a) 次の一方又は双方の行為(犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。)

(i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの

(ii) 組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、次の活動に積極的に参加する個人の行為

a 組織的な犯罪集団の犯罪活動

b 組織的な犯罪集団のその他の活動(当該個人が、自己の参加が当該犯罪集団の目的の達成に寄与を知っているときに限る。)



予備行為自体が客観的に相当の危険性を備えたものでなければ処罰できないとされており、重大な犯罪の合意を犯罪化することを求める「〇〇条約第5条の趣旨に反する恐れが高い

政府答弁

予備

未遂

既遂



実行可能性
危険性

出典：井出庸生事務所作成資料

平成29年5月19日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（民進党）

【量刑の疑問 予備罪<共謀罪・テロ等準備罪】

本罪	条文	本罪量刑	予備罪量刑	共謀・テロ等準備罪 量刑
組織的身代金目的略取等（別表3、1号）	法3条1項10号、刑法228条の3	無期または5年以上	2年以下。 実行着手前の自首は、刑の減免。	5年以下
現住建造物放火	刑法108条、113条	死刑、無期、5年以上	2年以下。 情状により刑の免除。	5年以下
非現住建造物放火	刑法109条、113条	2年以上の有期懲役	2年以下。 情状により刑の免除。	5年以下
激発物破裂による建造物損壊	刑法117条、113条	現住建造物放火、非現住建造物放火と同じ		5年以下
強盗	刑法236条、237条	5年以上の有期懲役	2年以下。	5年以下
航空機の強取	航空機強取等処罰の法律1条1項、3条	無期または7年以下の懲役	3年以下。 実行着手前の自首は刑を減輕、免除。	5年以下

出典：井出庸生事務所作成資料

平成29年5月19日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（民進党）

参考資料 4 外務省の調査による世界各国の重大犯罪数

OECD 加盟国の国内法における国際組織犯罪防止条約に規定する「重大な犯罪」の数

平成29年3月3日
外務省

1. 「重大な犯罪」の数について、先方政府から回答が得られた国及びその数。

エストニア：388

ハンガリー：178

スペイン：46

スイス：約100

2. 「重大な犯罪」の数について、先方政府から「把握していない」旨回答があった国

オーストラリア、オーストリア、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、イスラエル、イタリア、ラトビア、オランダ、ノルウェー、スロバキア、スウェーデン、トルコ、英国、米国

3. 上記2の国を対象として、我が国の大使館において刑法（※特別法は除く。）
についてののみ「重大な犯罪」の数を独自に集計した結果

オーストラリア：約330

オーストリア：少なくとも123

チェコ：157

フィンランド：71

フランス：約250

ドイツ：約290

アイスランド：70以上

イスラエル：218

イタリア：221

ラトビア：198

オランダ：約217

ノルウェー：119

スロバキア：152

スウェーデン：77

トルコ：104

英国：少なくとも180

米国：740

(7)

